

○松阪市移住支援補助金要綱

令和元年11月1日告示第103号

改正

令和2年2月19日告示第21—2号

令和3年4月1日告示第203号

令和5年3月31日告示第149号

令和5年3月31日告示第170号

令和6年3月26日告示第97号

松阪市移住支援補助金要綱

(趣旨)

第1条 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び松阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、松阪市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う移住支援事業において、予算の範囲内において移住支援補助金を交付することについて、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施要領、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(対象者要件)

第2条 移住支援補助金の対象者は、単身の申請の場合にあっては、次の第1号及び第2号の要件を満たし、2人以上の世帯の申請の場合にあっては次の各号の全ての要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件として、次の全てに該当すること。

ア 移住元について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る、以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができるものとする。

(イ) 住民票を移す直前に、連続1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和元年9月10日以降に松阪市へ転入したこと。
  - (イ) 移住支援補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
  - (ウ) 松阪市に、移住支援補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（「三重県移住・就業マッチング支援事業からの暴力団等排除措置要領」の別表に掲げる一に該当する者をいう。以下同じ。）でないこと。
  - (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
  - (ウ) その他三重県又は松阪市が移住支援補助金の対象として不相当と認められた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 勤務地が、松阪市内に所在すること。
  - イ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
  - ウ 就業者から見て3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
  - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
  - オ イの求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援補助金の対象として掲載された日以降であること。
  - カ イの就業先に、移住支援補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) 世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ）として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
  - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年9月10日以降に第1号イ(イ)に規定する地域に転入したこと。
  - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第3条 移住支援補助金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 18歳未満の世帯員（申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満の者。ただし、4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。）を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大100万円を加算し、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、申請者の配偶者が18歳未満の世帯員である場合は対象としない。

(交付申請)

第4条 移住支援補助金の交付を受けようとする者は、松阪市移住支援補助金交付申請書（様式第1号）に移住先の就業先の就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、第2条第1号の要件を満たし、かつ同条第2号の要件に該当し、2人以上の世帯の申請をする場合にあっては同条第3号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の額を確定し、松阪市移住支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。また、審査の結果、移住支援補助金の支給を不適当と認める場合、及び予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に、松阪市移住支援補助金交付申請却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(移住支援補助金の交付請求)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者は、移住支援補助金の交付を受けようとするときは、速やかに松阪市移住支援補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援補助金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 三重県及び松阪市は、三重県移住支援事業及び松阪市移住支援補助事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、三重県移住支援金及び松阪市移住支援補助金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、移住支援補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三重県及び松阪市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

(移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。)

イ 移住支援補助金の申請日から3年未満に第2条第1号の要件を満たす区域から転出した場合

ウ 移住支援補助金の申請日から1年以内に第2条第2号の要件を満たす職を辞した場合

(2) 移住支援補助金の申請日から3年以上5年以内に第2条第1号の要件を満たす区域から転出した場合 半額の返還

(終期等)

第9条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和7年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は三重県と協議のうえ補助金の交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

(書類の整備等)

第10条 補助決定者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から10年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援補助金の交付に必要な事項は、三重県と松阪市が協議して定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和2年2月19日告示第21—2号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第149号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第170号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日告示第97号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

(宛先)松阪市長

申請年月日 年 月 日

松阪市移住支援補助金交付申請書

松阪市移住支援補助金交付要綱第4条に基づき、移住支援補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援補助金の内容(該当する欄に○を付けてください)

区分	単身		世帯	
世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）				人
子育て世帯加算対象者（上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数）				人

3 各種確認事項(内容を確認し、右欄に○を付けてください)

別紙1「松阪市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について誓約する。	
別紙2「松阪市移住支援補助事業に係る個人情報の取扱い」に記載の内容について同意する。	
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものについて申請者、世帯員とも該当しない。	
申請日から5年以上継続して、移住支援補助金の要件を満たす地域に居住し、かつ、就業する意思がある。	
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者と3親等以内の親族に該当しない。	

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

(裏面につづく)

5 東京 23 区への在勤履歴(東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載)

※ 5 年以上の在勤履歴を記載

期間	企業名	就業地
～		〒
～		〒
～		〒
～		〒

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援補助金の支給対象となりません。

6 交付申請額(※申請する金額を記入してください)

金  円

7 添付書類(※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。)

- ①移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項(様式第 1 号別紙 1)
- ②【就業の場合】就業先が交付した就業証明書(移住支援補助金の申請用)(様式第 2 号)
- ③住民票を移す直前 10 年間のうち、通算 5 年以上及び直前連続 1 年以上在住の証明書類(戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等。)

※世帯の場合は、移住元(転入前)において同一世帯であったことが確認できること

- ④住民票を移す直前 10 年間のうち、通算 5 年以上及び直前連続 1 年以上就労の証明書類(※以下の書類)

【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】

- ④-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
- ④-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(離職票等)

【法人経営者又は個人事業主であった者】

- ④-3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
- ④-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類
- ④-5 身分証明書(提示により本人確認ができる書類)

【東京圏から東京 23 区内の大学等に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職していた者】

- ④-6 卒業証書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- ④-1, -2 もしくは、④-3, -4 の書類

【県・市町村確認欄】※記入しないこと

管理コード(三重県及び市町使用欄)	
-------------------	--

松阪市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項(案)

- 1 松阪市移住支援補助事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び松阪市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、松阪市移住支援補助金要綱（以下「要綱」という。）に基づき、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）  
：全額
  - (2) 移住支援補助金の申請日から3年未満に要綱第2条第1号の要件を満たす地域から転出した場合：全額
  - (3) 移住支援補助金の申請日から1年以内に要綱第2条第2号の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援補助金の申請日から3年以上5年以内に要綱第2条第1号の要件を満たす地域から転出した場合：半額

## 松阪市移住支援補助事業に係る個人情報の取扱い

三重県及び松阪市は、松阪市移住支援補助事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することがあります。

なお、松阪市移住支援補助事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

三重県及び松阪市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

三重県及び松阪市は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関するものであるかを確認するため、移住支援金の申請日から 5 年間、申請者及びすべての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。



様式第2号（第4条関係）  
（宛名）松阪市長

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

### 就 業 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

#### 記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト 求人管理番号	

松阪市移住支援補助事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び松阪市の求めに応じて、三重県及び松阪市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

松阪市指令 第 号  
年 月 日

様

松阪市長



松阪市移住支援補助金交付決定通知書

松阪市移住支援補助金要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援補助金 \_\_\_\_\_ 円

(備考)

- 1 松阪市移住支援補助金要綱の規定に基づき、松阪市移住支援補助金の交付を受けた者は、以下の場合には移住支援補助金の全額又は半額を返還しなければならない。
  - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額  
(移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有するものであることが判明した場合を含む。)
  - ・申請日から3年未満に移住支援補助金の要件を満たす地域以外に転出した場合：全額
  - ・申請日から1年以内に移住支援補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - ・松阪市移住支援補助金要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に移住支援補助金の要件を満たす区域以外に転出した場合：半額

(裏面につづく)

2 フラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について

- この通知書はフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援補助金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援補助金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

管理コード	
-------	--

様式第4号 (第5条関係)

松阪市指令 第 号  
年 月 日

様

松阪市長



松阪市移住支援補助金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました 松阪市移住支援補助事業に係る移住支援補助金の交付について、次のとおり却下しましたので通知します。

理由

様式第5号（第6条関係）

松阪市移住支援補助金請求書

年 月 日

（宛先）松阪市長

交付請求者

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました「松阪市移住支援補助金」について、松阪市移住支援補助金要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 移住支援補助金決定額 金 円

2 振込先

金融機関名			
支店(所)名	口座種別	普通・当座・( )	
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義は交付請求者本人名義のものに限ります。

3 添付書類

振込先の口座情報を確認できる書類（預金通帳又はキャッシュカードの写し）